

HPVワクチンキャッチアップ接種の経過措置について

👉 **令和6年度末で終了予定であったHPVワクチンのキャッチアップ接種について、厚生科学審議会にて、接種期間を延長する経過措置を実施する方針が決定されたため、対応を行う。**

1 経緯

令和4年4月1日から積極的勧奨を再開したHPVワクチンの定期予防接種について、積極的勧奨差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保するため、同日から令和7年3月31日までを実施期間としてHPVワクチンキャッチアップ接種を実施している。

この度、令和6年11月27日開催の厚生科学審議会にて、一定の条件付きで接種期間を延長する経過措置を実施する方針が決定されたため、区においても対応を行う。

2 経過措置の対象者及び期間等

(1) 対象者

HPVワクチンキャッチアップ接種の対象であった方（平成9年度から平成19年度生まれまでの女性）または令和6年度が通常の定期接種の最終年度である方（平成20年度生まれの女性）で、令和6年度末までに1回以上接種し、3回の接種が完了していない方

(2) 実施期間

令和7年度末（令和8年3月31日）まで

(3) 予診票の取扱い

令和6年度中に予診票交付申請を受けた際は、令和6年度中に3回接種の完了が見込まれない場合も有効期限が令和6年度末までの予診票を3枚交付し、令和7年度の経過措置においても同じ予診票を使用する。

令和7年度に接種を受ける際は、実施医療機関において有効期限の印字を二重線で修正し対応する。

3 区民・医療機関への周知

区のおしらせ令和7年4月1日号、区ホームページ（令和7年1月10日掲載予定）及びSNSを活用して周知するとともに、令和6年度中にキャッチアップ接種対象者と令和6年度が通常の定期接種の最終年度である方に対して個別に案内を送付し、接種勧奨を行う。また、実施医療機関宛てに個別に案内を送付する。